

予防専門型訪問サービス重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して予防専門型訪問サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 : 社会福祉法人緑山会
- (2) 法人所在地 : 山口県周南市大字須々万本郷28番1
- (3) 電話番号 : 0834-88-2208
- (4) 代表者氏名 : 理事長 齋藤 淳
- (5) 設立年月日 : 平成1年7月10日

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階の1階部分
- (2) 事業所の延べ床面積 54.02㎡
- (3) 事業所の周辺環境 阪神打出駅から南へ徒歩10分
交通至便、閑静な住宅地に立地しています。

3. 事業所の説明

- (1) 事業所の種類 訪問介護事業所・予防専門型訪問サービス事業所
令和6年9月2日 兵庫県指定第2871000218号
令和6年9月2日 芦屋市指定第2871000218号
※当事業所は、特別養護老人ホームエルホーム芦屋に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令及び芦屋市介護予防・日常生活支援総合事業関係規則に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に予防専門型訪問サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 訪問介護事業所エルホーム芦屋
- (4) 事業所の所在地 兵庫県芦屋市浜町12番3号
- (5) 電話番号 0797-35-2828
FAX番号 0797-35-2833
- (6) 管理者氏名 森 篤 史

① 法人理念 基本理念

良質で心のこもった医療と介護を提供し、地域の医療と福祉に貢献する

方針

1. 医療・介護の質の向上を目指します
2. 満足度の向上を図ります
3. 健全経営に努めます

②運営方針 在宅の要介護高齢者とそのご家族が住み慣れた地域で心豊かにくらすことができるよう支援するとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(7) 開設（サービス開始）年月：令和6年9月2日

(8) 併設事業

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔居宅介護支援事業〕 令和6年 8月6日指定 芦屋市2871000085号

〔通所介護事業〕 令和6年 8月6日指定 兵庫県2871000168号

〔短期入所生活介護〕 令和6年 8月6日指定 兵庫県2871000192号

〔短期入所療養介護〕 令和6年8月27日指定 兵庫県2851080024号

〔訪問リハビリテーション〕 令和6年8月27日指定 兵庫県2851080024号

(9) 通常の事業の実施地域：芦屋市(除く奥池地域)

(10) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日～土曜日（祝日を含む） 営業：月曜日から土曜日、日曜日は電話対応可能 但し12月31日～1月3日を除く
受付時間	9：00～17：30
サービス 提供時間帯	8：00～20：00

(11) 利用対象者 「要支援」「事業対象者」と認定された方が利用していただけます。

4. 当事業所が提供する予防専門型訪問サービスと利用料金

当事業所で提供するサービスには、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割または 8 割または 7 割）が介護保険から給付されます。

サービスの概要（ご契約者のための自立支援を目的としたサービスです）

○身体介護

自立支援の観点から、入浴・排泄・食事等の支援を行います。

○生活援助

自立支援の観点から、調理・洗濯・掃除・買物等の日常生活上の支援を行います。

- ・ ご家族分の調理や、洗濯は行いません。
- ・ 特別な手間をかけて行う料理（おせち料理等）は、行いません。
- ・ ご契約者の居室以外の居室、大掃除、庭等の敷地の掃除（草取り等）は、行いません。
- ・ 預金・貯金の引出しや預け入れ、記帳は行いません。
- ・ 極度に重いものの買い物は、運ぶ際に危険を伴いますのでご遠慮下さい。
- ・ 生ゴミ・古新聞等の持帰り処分は、運搬所要時間として 10 分早く退出いたしますのでご了承ください。
- ・ 業務時間内に当日のサービス記録を記入いたします、ご了承ください。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防サービス計画（介護予防プラン）がある場合には、それを踏まえた予防専門型訪問サービス計画に定められます。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、予防専門型訪問サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

それぞれのサービスについて、その内容と平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

＜サービス利用料金（1 ヶ月あたり）＞（契約書第 8 条参照）

☆別表の料金表によって、サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために介護予防サービス計画において設定された目標等を勘案した標準的な所要時間です。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯で緊急時等のためにサービスが発生した場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆ご契約者が未だ要支援認定又は事業対象者認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなり

ます。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については、上表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

通常の事業実施地域外等にお住まいの方へのサービス

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、緊急またはやむを得ない時に当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費を申し受けます。

また、通常の事業実施地域内にお住まいの方でも、通行料や交通費等の実費が生じる場合は、その実費を申し受けます。

(3) 利用料金の変更

介護保険等の法令改正、経済状況の変化その他やむを得ない事情が生じた場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容等について、周知させていただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

1 か月ごとに計算し、ご請求しますので請求月の26日までに原則として以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．金融機関口座からの自動振替

イ．指定口座への振り込み（振込手数料はご負担下さい）

（請求書同封の「利用料お支払いについて」に記載の銀行口座に振り込み下さい）

※後見人等決定していない場合など、特別な事情によりやむを得ず現金でのお支払いにつきましてはご相談に応じます。

* ご契約時に自動引落とし手続きをされますと、以後当法人の他のサービスも同時に引落としの対象となります。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防

サービス計画（介護予防プラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る予防専門型訪問サービス計画に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第2条参照）

- ① 当事業所の職員に予防専門型訪問サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
↓
- ② その担当者は予防専門型訪問サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し同意を得たうえで決定します。
↓
- ③ 予防専門型訪問サービス計画は、介護予防サービス計画（介護予防プラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、予防専門型訪問サービス計画を変更します。
↓
- ④ 予防専門型訪問サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画（介護予防プラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援、事業対象者の認定を受けている場合

- 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 予防専門型訪問サービス計画を作成し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



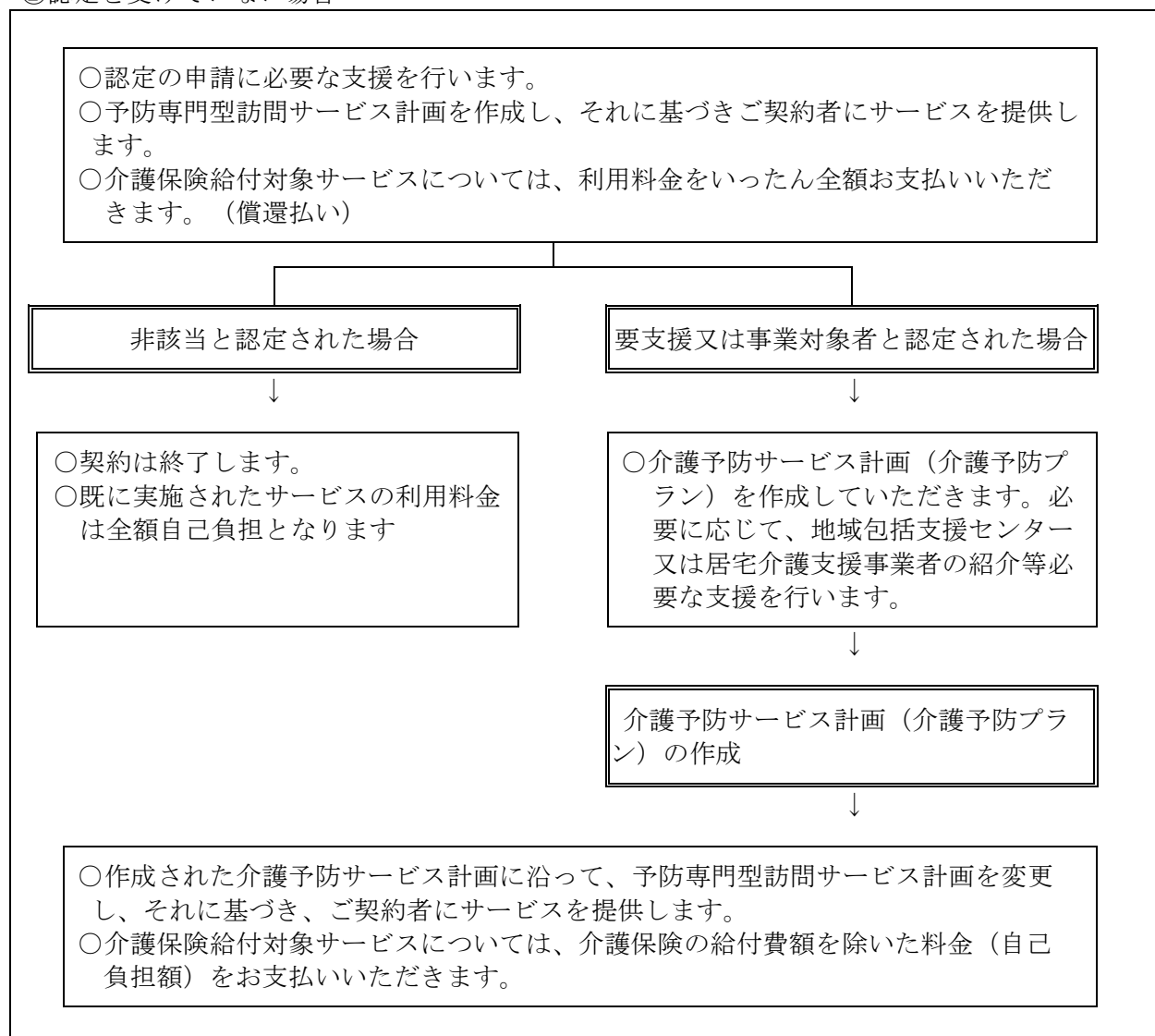
介護予防サービス計画（介護予防プラン）の作成

地域包括支援センター
契約居宅介護支援事業所



- 作成された介護予防サービス計画に沿って、予防専門型訪問サービス計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②認定を受けていない場合



6. 代理人の選任

- (1) ご契約者が利用期間中に心身の喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約締結時にご家族等で代理人の選任をお願いしています。
- (2) この契約におけるご契約者の権利義務にかかる事務処理などについて委任を受けて行なっていただきます。但し、ご契約者自身で可能な場合はこの限りではありません。代理人は、他項に定める事項の他にご契約者の利用料等の経済的な債務については、ご契約者と連帯してその履行義務を負うことになります。その債務履行義務は、以下の極度額を上限とします。
(極度額) 60,000円
- (3) 代理人を引き続き出来なくなった場合や、住所や電話番号等の連絡先に変更があった場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

7. 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

①利用予定日の前に、ご契約者の都合によりサービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出て下さい。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護職員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

8. 予防専門型訪問サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

（契約書第19条、第20条、第21条、第22条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続して予防専門型訪問サービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援、又は事業対象者と判定されなかった場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間中であってもご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ご契約者の「介護予防サービス計画（介護予防プラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ④事業者もしくは訪問介護職員が正当な理由なく本契約に定める予防専門型訪問サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくは訪問介護職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくは訪問介護職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第22条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者及びご家族等が、故意又は重大な過失により事業者又は訪問介護職員の身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為（誹謗、中傷、暴言、暴力、セクハラ行為等）その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 反社会勢力の排除に関する制約
ご契約者および代理人、また関係する親族等（以下ご契約者等）は契約締結から将来にわたり、以下の事項について表明・確約していただきます。また利用中に以下の事項に該当した場合には何らかの催告を要せずに契約の解除をしていただきます。
 - 1. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総省して反社会勢力）ではないこと。
 - 2. 反社会勢力に資金の供与等の関与や社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - 3. 反社会勢力にご契約者等、自己の名義を利用させこの契約を締結するものではないこと。
 - 4. ご契約者等自ら、または第三者を利用して脅迫的な言動または暴力を用いる行為や偽計または威力を用いて運営を妨害または信用を毀損する行為をしないこと。また契約の解除によりご契約者等の損害が生じても事業所に対して一切の異議申し立てを行わず、事業者は何らこれを賠償や補償することは要しない。事業者に損害が生じた時はご契約者等はその損害を賠償するものとする。

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第19条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めます。

9. 損害賠償について（契約書第16条、第17条参照）

- (1) サービスの提供中において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者側に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2)事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① ご契約者（その家族も含む）が、契約締結に際しその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② ご契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ ご契約者が、事業者もしくは訪問介護職員の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

10. 相談及び苦情の受付について（契約書第26条参照）

(1) 当事業所における相談及び苦情の受付

当事業所における相談及び苦情は以下の窓口で受け付けます。

○相談及び苦情受付担当者

〔職名〕 管理者 森 篤 史

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

○第三者委員

〔氏名〕 瀬尾 多嘉子 〔職名〕 元芦屋市民生児童委員

〔氏名〕 里村 喜好 〔職名〕 元芦屋市社会福祉協議会常務理事

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617
○芦屋市役所 高齢介護課	所在地 芦屋市精道町7番6号 電話番号 0797-38-2024

11. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第12条、第13条に規定される義務を負います。事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調や健康状態からみて必要な場合には、主治医と連携し、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、その理由を記録するなど適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ④ご契約者に提供した予防専門型訪問サービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します。
- ⑤ご契約者への予防専門型訪問サービス提供時において、ご契約者に事故もしくは病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及び訪問介護職員は、予防専門型訪問サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑦ご契約者に対する虐待ならびにその他疑わしき行為を行いません。

12. 予防専門型訪問サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護職員

予防専門型訪問サービス計画作成時に、担当の訪問介護職員を選任します。

ただし、実際のサービスの提供にあたっては複数の訪問介護職員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護職員の交替（契約書第5条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護職員の交替を希望する場合には、当該訪問介護職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護職員の指定はできません。

②事業者からの訪問介護職員の交替

事業者の都合により、訪問介護職員を交替することがあります。訪問介護職員を交替する場合は、ご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 予防専門型訪問サービス実施時の留意事項（契約書第6条参照）

①定められた業務以外の禁止

予防専門型訪問サービスの利用にあたり、契約者は「5. 当事業所が提供する予防専

「門型訪問サービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 予防専門型訪問サービスの実施に関する指示・命令

予防専門型訪問サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は、予防専門型訪問サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

予防専門型訪問サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。又、訪問介護職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合があります。

(4) 予防専門型訪問サービス内容の変更（契約書第10条参照）

予防専門型訪問サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護職員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護職員は、ご契約者に対する予防専門型訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為は、行うことができません。
- ② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は物品等の授受は、堅くお断りいたします。
- ③ ご契約者のご家族等に対する予防専門型訪問サービスの提供は行いません。
- ④ 飲酒及び喫煙は、行いません。
- ⑤ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動は行いません。
- ⑥ その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為も行いません。

13. 個人情報を利用する目的（契約書第14条参照）

【法人内での利用】

- (1) ご契約者に提供する予防専門型訪問サービスのため
- (2) 介護保険事務のため
- (3) ご契約者に係る施設等の管理運営業務のうち
 - ・ ご契約者の利用管理のため
 - ・ 会計、経理事務のため
 - ・ 事故等の報告のため
 - ・ ご契約者の予防専門型訪問サービス向上のため
- (4) 患者（ご契約者）の方に提供する医療サービスのため
- (5) 医療保険事務のため
- (6) 患者（ご契約者）の方に係る診療所の管理運営業務のうち

- ・会計、経理事務のため
- ・医療事故等報告のため
- ・患者（ご契約者）の方への医療サービスの向上のため

【外部への提供】

- （１）ご契約者に提供する予防専門型訪問サービスのうち
 - ・ご契約者の体調の急変時等における医療機関受診のため
 - ・ご契約者に係る他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため
 - ・ご家族等への心身の状況説明のため
 - ・その他業務委託のため
- （２）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者（法令の定める事務）への報告のため
- （３）介護保険ならびに医療保険事務のうち
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出のため
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答のため
- （４）損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等のため

(別表)

サービス利用料金表 (1 割負担の方)

令和 4 年 10 月 1 日改定

〈基本サービス費〉

1 ヶ月あたりの 利用料金	予防専門型訪問 サービスⅠ (1176 単位)	予防専門型訪問 サービスⅡ (2349 単位)	予防専門型訪問 サービスⅢ (3727 単位)
1. サービス 利用料金	12,994 円	25,956 円	41,183 円
2. うち介護保険から 給付される金額	11,694 円	23,360 円	37,064 円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	1,300 円	2,596 円	4,119 円

〈加算〉

1 ヶ月あたりの 利用料金	初回加算 (200 単位)	生活機能向上連携加算Ⅰ (100 単位)
1. サービス 利用料金	2,210 円	1,105 円
2. うち介護保険から 給付される金額	1,989 円	994 円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	221 円	111 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×13.7%×11.05	自己負担額は、約 1 割の金額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×4.2%×11.05	自己負担額は、約 1 割の金額
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×2.4%×11.05	自己負担額は、約 1 割の金額

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

※ 上記加算は令和 6 年 5 月までとなり、令和 6 年 6 月より一本化されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×24.5%×11.05	自己負担額は、約 1 割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×22.4%×11.05	自己負担額は、約 1 割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×18.2%×11.05	自己負担額は、約 1 割の金額

(別表)

サービス利用料金表 (2 割負担の方)

令和 4 年 10 月 1 日改定

〈基本サービス費〉

1 ヶ月あたりの 利用料金	予防専門型訪問 サービスⅠ (1176 単位)	予防専門型訪問 サービスⅡ (2349 単位)	予防専門型訪問 サービスⅢ (3727 単位)
1. サービス 利用料金	12,994 円	25,956 円	41,183 円
2. うち介護保険から 給付される金額	10,395 円	20,764 円	32,946 円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	2,599 円	5,192 円	8,237 円

〈加算〉

1 ヶ月あたりの 利用料金	初回加算 (200 単位)	生活機能向上連携加算Ⅰ (100 単位)
1. サービス 利用料金	2,210 円	1,105 円
2. うち介護保険から 給付される金額	1,768 円	884 円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	442 円	221 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×13.7%×11.05	自己負担額は、約 2 割の金額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×4.2%×11.05	自己負担額は、約 2 割の金額
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×2.4%×11.05	自己負担額は、約 2 割の金額

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

※ 上記加算は令和 6 年 5 月までとなり、令和 6 年 6 月より一本化されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×24.5%×11.05	自己負担額は、約 2 割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×22.4%×11.05	自己負担額は、約 2 割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×18.2%×11.05	自己負担額は、約 2 割の金額

(別表)

サービス利用料金表 (3 割負担の方)

令和 4 年 10 月 1 日改定

〈基本サービス費〉

1 ヶ月あたりの 利用料金	予防専門型訪問 サービスⅠ (1176 単位)	予防専門型訪問 サービスⅡ (2349 単位)	予防専門型訪問 サービスⅢ (3727 単位)
1. サービス 利用料金	12,994 円	25,956 円	41,183 円
2. うち介護保険から 給付される金額	9,095 円	18,169 円	28,828 円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	3,899 円	7,787 円	12,355 円

〈加算〉

1 ヶ月あたりの 利用料金	初回加算 (200 単位)	生活機能向上連携加算Ⅰ (100 単位)
1. サービス 利用料金	2,210 円	1,105 円
2. うち介護保険から 給付される金額	1,547 円	773 円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1-2)	663 円	332 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×13.7%×11.05	自己負担額は、約 3 割の金額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×4.2%×11.05	自己負担額は、約 3 割の金額
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×2.4%×11.05	自己負担額は、約 3 割の金額

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

※ 上記加算は令和 6 年 5 月までとなり、令和 6 年 6 月より一本化されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×24.5%×11.05	自己負担額は、約 3 割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×22.4%×11.05	自己負担額は、約 3 割の金額
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×18.2%×11.05	自己負担額は、約 3 割の金額

令和 年 月 日

予防専門型訪問サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 訪問介護事業所エルホーム芦屋

説明者 管理者 氏名 森 篤 史 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、予防専門型訪問サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所 芦屋市浜町 4-5-

氏名

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、予防専門型訪問サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

(契約者との関係：)

代理人

住所

氏名

(契約者との関係：)